

給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）新旧対照表

（給実甲第1322号関係）

（傍線部分又は破線で囲んだ部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第4 職員別給与簿</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第7条に規定する人事の事務を担当する者（以下「人事事務担当者」という。）は、職員について次に掲げる事項に異動があったときは、その都度文書で給与事務担当者に通知しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第14条の規定による手当を含む。）、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び国際平和協力手当並</p>	<p>第4 職員別給与簿</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第7条に規定する人事の事務を担当する者（以下「人事事務担当者」という。）は、職員について次に掲げる事項に異動があったときは、その都度文書で給与事務担当者に通知しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第14条の規定による手当を含む。）、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び国際平和協力手当並びにその他法令の</p>

<p>びにその他法令の規定により支給される給与に関する事項（支給率、手当額、支給開始年月日、変更年月日等）</p> <p>六（略）</p> <p>3～7（略）</p>	<p>規定により支給される給与に関する事項（支給率、手当額、支給開始年月日、変更年月日等）</p> <p>六（略）</p> <p>3～7（略）</p>
---	---

改正後

別表第3

給与支給明細書

給与期間	支給年月日		
組織・所属			
職員番号			
氏名			
俸給表	級	号俸	

俸給支給額	当給与期間分	返納・追給分	控除額	当給与期間分	返納・追給分
加給額			社会保険料	共済短期掛金	
俸給の特別調整額				介護掛金	
本府省業務調整手当				退職等年金掛金	
初任給調整手当				厚生年金保険料	
扶養手当				健康保険料	
地域手当等				介護保険料	
広域異動手当				雇用保険料	
住居手当			税	所得税	
通勤手当				住民税	
単身赴任手当			宿舍使用料	宿舍	
在宅勤務等手当				駐車場	
特殊勤務手当			社会保険料以外の共済組合支払	診療報酬一部負担金	
特勤手当				貯金預入	
特勤勤務手当に準ずる手当				保険貯金保険料	
超過勤務手当等				貸付金返済	
宿日直手当				財形住宅貸付金償還	
管理職員特別勤務手当				財形貯蓄	
期末手当				控除額1	
勤勉手当				控除額2	
寒冷地手当				控除額3	
その他				控除額4	
				個人型確定拠出年金掛金	
				控除額計	

給与支給総額		現金支給額	
		振込額1	
		振込額2	
		手渡額	

減額	時間額		
減給			

超過勤務 時間数等	夜勤25		
	休日135		
	超勤100		
	超勤125		
	超勤135		
	超勤150		
	超勤160		
	超勤175		
	金額		
	代休50		
	代休25		
	代休15		
	代休勤務50		
代休勤務25			
代休勤務15			
加減額			

標準報酬	短期	等級	
		月額	
	厚生年金	等級	
		月額	
	退職等年金給付	等級	
		月額	

被課税金額	
-------	--

備考	
----	--

改正前

別表第3

給与支給明細書

給与期間	支給年月日		
組織・所属			
職員番号			
氏名			
俸給表	級	号俸	

俸給支給額	当給与期間分	返納・追給分	控除額	当給与期間分	返納・追給分
加給額			社会保険料	共済短期掛金	
俸給の特別調整額				介護掛金	
本府省業務調整手当				退職等年金掛金	
初任給調整手当				厚生年金保険料	
扶養手当				健康保険料	
地域手当等				介護保険料	
広域異動手当				雇用保険料	
住居手当			税	所得税	
通勤手当				住民税	
単身赴任手当			宿舍使用料	宿舍	
在宅勤務等手当				駐車場	
特殊勤務手当			社会保険料以外の共済組合支払	診療報酬一部負担金	
特勤勤務手当				貯金預入	
特勤勤務手当に準ずる手当				保険貯金保険料	
超過勤務手当等				貸付金返済	
宿日直手当				財形住宅貸付金償還	
管理職員特別勤務手当				財形貯蓄	
期末手当				控除額1	
勤勉手当				控除額2	
寒冷地手当				控除額3	
その他				控除額4	
				個人型確定拠出年金掛金	
				控除額計	

給与支給総額		現金支給額	
		振込額1	
		振込額2	
		手渡額	

減額	時間額		
減給			

超過勤務 時間数等	夜勤25		
	休日135		
	超勤100		
	超勤125		
	超勤135		
	超勤150		
	超勤160		
	超勤175		
	金額		
	代休50		
	代休25		
	代休15		
	代休勤務50		
代休勤務25			
代休勤務15			
加減額			

標準報酬	短期	等級	
		月額	
	厚生年金	等級	
		月額	
	退職等年金給付	等級	
		月額	

被課税金額	
-------	--

備考	
----	--